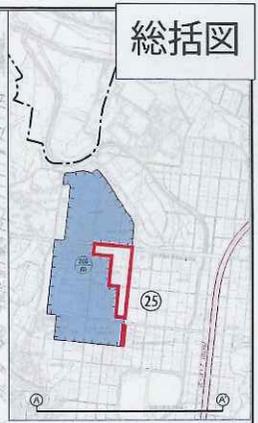
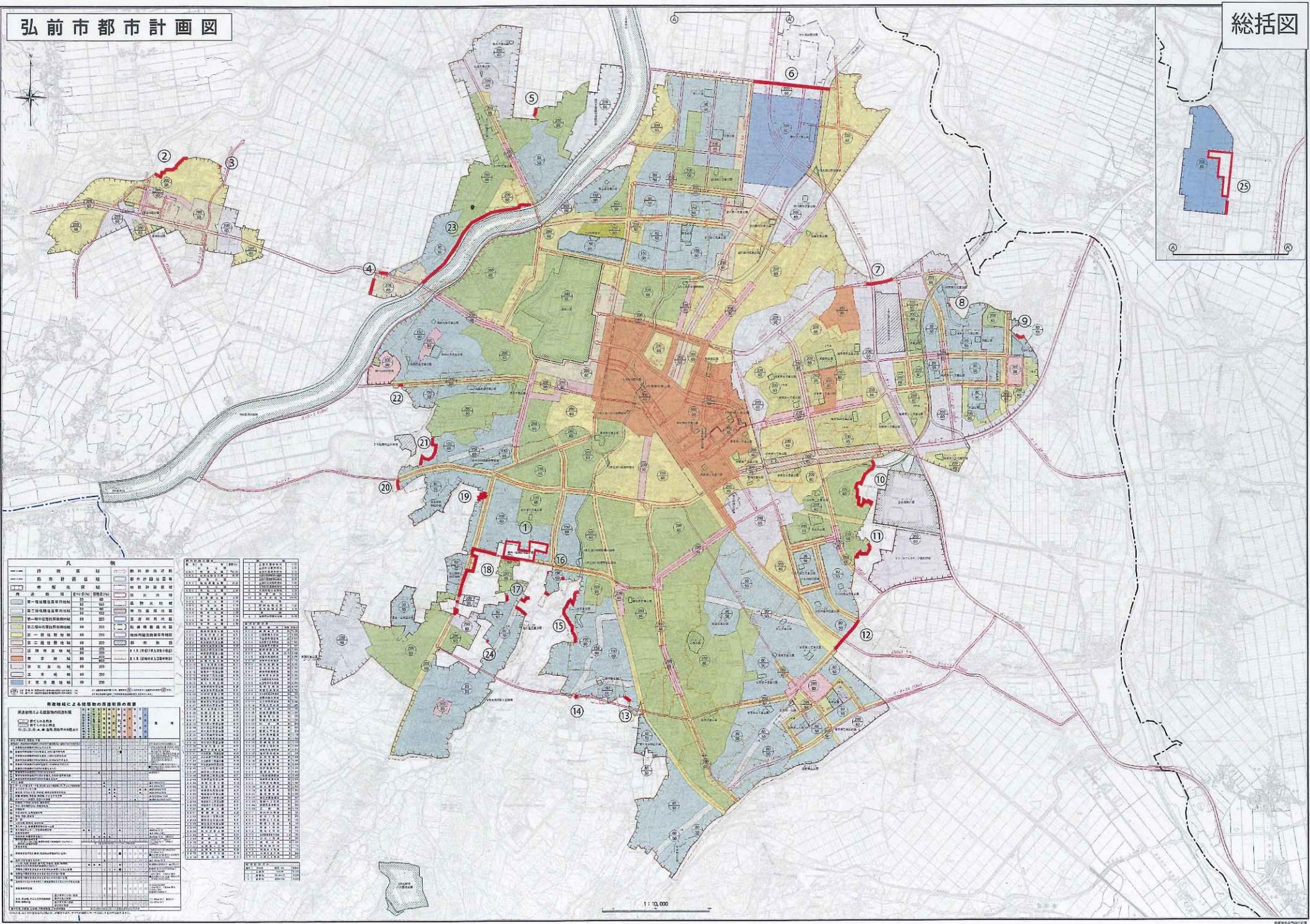


番 号	R2-10
都市計画区域	弘前広域都市計画区域
都市計画の 案の名称	弘前広域都市計画区域区分の変更
都市計画の 変更理由	別紙のとおり
公 聴 会	日時：令和2年11月9日（月）午後1時30分～ 場所：弘前市役所前川新館三階第一・第二会議室 日時：令和2年1月8日（金）午後2時00分～ 場所：弘前市役所前川新館3階第2・第3会議室 ※公述の申出がないため中止
公聴会のための 原案の閲覧	期間：令和2年10月19日（月）から令和2年11月2日（月）まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 北棟3階） 弘前市都市整備部都市計画課（弘前市大字上白銀町1-1） 期間：令和2年12月11日（金）から令和2年12月24日（木）まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 北棟3階） 弘前市都市整備部都市計画課（弘前市大字上白銀町1-1）
案の縦覧	期間：令和3年1月21日（木）から令和3年2月3日（水）まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 北棟3階） 弘前市都市整備部都市計画課（弘前市大字上白銀町1-1） 期間：令和3年4月23日（金）から令和3年5月6日（木）まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時00分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 北棟3階） 弘前市都市整備部都市計画課（弘前市大字上白銀町1-1）
市町村への 意見聴取	・弘前市 令和3年3月9日（火） ・弘前市 令和3年5月7日（金）
青森県都市計画 審議会への付議	日時：令和3年5月11日（火） 場所：青森県庁西棟8階大会議室
決定告示	令和3年7月12日（月） 青森県告示第 481号
関係図書の 縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 北棟3階） 弘前市都市整備部都市計画課 （弘前市大字上白銀町1-1）

弘前市都市計画図

総括図



凡 例	
行政区域	都市計画区域
市界	市界
第一種市街地整備区域	第一種市街地整備区域
第二種市街地整備区域	第二種市街地整備区域
第三種市街地整備区域	第三種市街地整備区域
第一種住宅地域	第一種住宅地域
第二種住宅地域	第二種住宅地域
第三種住宅地域	第三種住宅地域
工業地域	工業地域
商業地域	商業地域
公共施設地域	公共施設地域
公園緑地	公園緑地
河川	河川
道路	道路
鉄道	鉄道
境界線	境界線

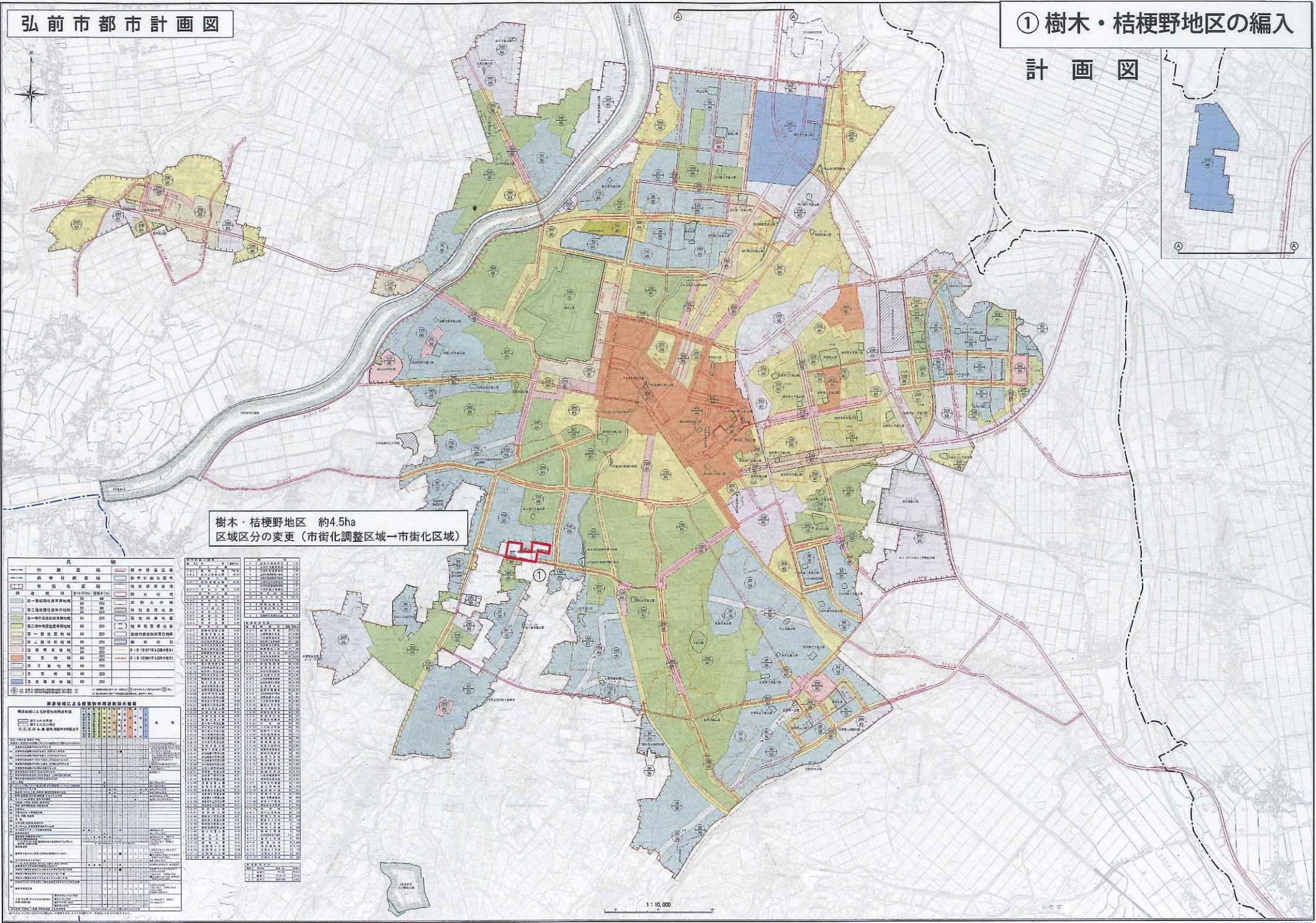
用途地域による用途制限の概要	
第一種市街地整備区域	第一種市街地整備区域
第二種市街地整備区域	第二種市街地整備区域
第三種市街地整備区域	第三種市街地整備区域
第一種住宅地域	第一種住宅地域
第二種住宅地域	第二種住宅地域
第三種住宅地域	第三種住宅地域
工業地域	工業地域
商業地域	商業地域
公共施設地域	公共施設地域
公園緑地	公園緑地
河川	河川
道路	道路
鉄道	鉄道
境界線	境界線

用途制限の概要	
第一種市街地整備区域	第一種市街地整備区域
第二種市街地整備区域	第二種市街地整備区域
第三種市街地整備区域	第三種市街地整備区域
第一種住宅地域	第一種住宅地域
第二種住宅地域	第二種住宅地域
第三種住宅地域	第三種住宅地域
工業地域	工業地域
商業地域	商業地域
公共施設地域	公共施設地域
公園緑地	公園緑地
河川	河川
道路	道路
鉄道	鉄道
境界線	境界線

1 : 10,000

弘前市都市計画図

① 樹木・桔梗野地区の編入 計画図



樹木・桔梗野地区 約4.5ha
区域区分の変更 (市街化調整区域→市街化区域)

行政区域	都市計画区域	都市計画区域外	都市計画区域外
第一種住居地域	第二種住居地域	第三種住居地域	第四種住居地域
第一種商業地域	第二種商業地域	第三種商業地域	第四種商業地域
第一種工業地域	第二種工業地域	第三種工業地域	第四種工業地域
第一種遊園地域	第二種遊園地域	第三種遊園地域	第四種遊園地域
第一種緑地地域	第二種緑地地域	第三種緑地地域	第四種緑地地域
第一種公園地域	第二種公園地域	第三種公園地域	第四種公園地域
第一種河川地域	第二種河川地域	第三種河川地域	第四種河川地域
第一種農用地	第二種農用地	第三種農用地	第四種農用地
第一種森林地域	第二種森林地域	第三種森林地域	第四種森林地域
第一種水産地域	第二種水産地域	第三種水産地域	第四種水産地域
第一種埋立地域	第二種埋立地域	第三種埋立地域	第四種埋立地域
第一種埋立地域	第二種埋立地域	第三種埋立地域	第四種埋立地域

区域番号	区域名称	面積 (ha)	編入理由
1	樹木・桔梗野地区	約4.5	市街化調整区域から市街化区域への変更
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50

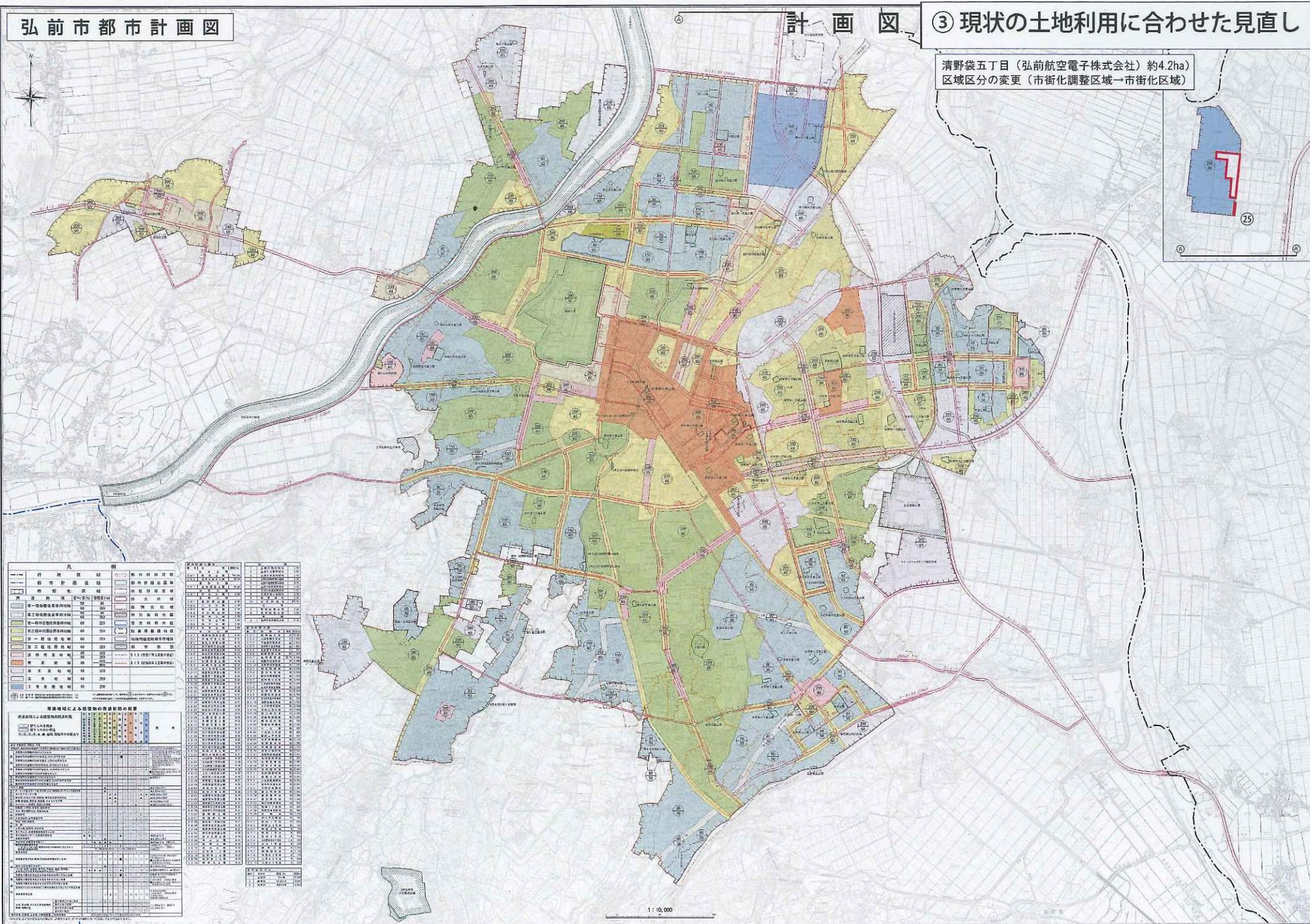
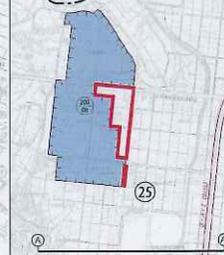
1 : 10,000

弘前市都市計画図

計画図

③ 現状の土地利用に合わせた見直し

清野袋五丁目（弘前航空電子株式会社）約4.2ha
区域区分の変更（市街化調整区域→市街化区域）



凡 例

行政区域	都市計画区域	都市計画区域外	都市計画区域外
第一種市街化調整区域	第二種市街化調整区域	第一種市街化区域	第二種市街化区域
第一種市街化調整区域	第二種市街化調整区域	第一種市街化区域	第二種市街化区域
第一種市街化調整区域	第二種市街化調整区域	第一種市街化区域	第二種市街化区域
第一種市街化調整区域	第二種市街化調整区域	第一種市街化区域	第二種市街化区域

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	第一種市街化調整区域	第二種市街化調整区域	第一種市街化区域	第二種市街化区域
第一種市街化調整区域	第一種市街化調整区域	第二種市街化調整区域	第一種市街化区域	第二種市街化区域
第二種市街化調整区域	第一種市街化調整区域	第二種市街化調整区域	第一種市街化区域	第二種市街化区域
第一種市街化区域	第一種市街化調整区域	第二種市街化調整区域	第一種市街化区域	第二種市街化区域
第二種市街化区域	第一種市街化調整区域	第二種市街化調整区域	第一種市街化区域	第二種市街化区域

変更理由書

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び 区域区分（青森県決定）の変更について

弘前広域都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域は、昭和46年3月31日に当初計画を決定し、計6回の定期的な線引きの見直しと3回の随時見直しにより区域編入等を行い、農林漁業との調和に配慮しながら都市の健全な発展と秩序ある整備を図ってきている。

本区域においては、青森県都市計画マスタープラン等の上位・関連計画に沿って、今後の都市の健全な発展と秩序ある整備、さらには良好な環境の保全を図ることが求められているところである。今回の変更は、平成29年に都市計画法第6条に定める基礎調査を行った結果を踏まえ、人口、産業等のフレームの変更を行うと共に、既に市街化している弘前市樹木・桔梗野地区及び北和徳地区等について市街化区域へ編入するものである。